

別表1 (第3条関係)

1 補助事業	妊孕性温存療法	温存後生殖補助医療
2 補助事業の対象者	<p>この事業の対象者については、以下の条件を全て満たす者とする。</p> <p>(1) 本事業申請及び実績報告時に、鳥取県内に住所を有する者。</p> <p>(2) 第2欄に定める対象となる治療の凍結保存時に43歳未満の者。なお、第3欄(1)胚(受精卵)凍結に係る治療の場合は、原則、治療開始時点で法律婚の関係にある夫婦のうち、女性が妊孕性温存療法対象者である場合を対象とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら、事実婚(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合をいう。以下同じ。)の関係にある者も対象とすることができる。</p> <p>(3) 知事が指定する妊孕性温存療法実施医療機関(以下「妊孕性温存療法実施医療機関」という。)において妊孕性温存治療を受けた者。</p> <p>(4) 以下のいずれかの原疾患の治療を受けた又は受ける予定である者。</p> <p>ア 「小児、思春期・若年がん患者の妊孕性温存に関する診療ガイドライン」(日本癌治療学会)の妊孕性低リスク分類に示された治療のうち、高・中間・低リスクの治療</p> <p>イ 長期間の治療によって卵巣予備能の低下が想定されるがん疾患：乳がん(ホルモン療法)等</p> <p>ウ 造血幹細胞移植が実施される非がん疾患：再生不良性貧血、遺伝性骨髄不全症候群(ファンコニ貧血等)、原発性免疫不全症候群、先天代謝異常症、サラセミア、</p>	<p>この事業の対象者については、以下の条件を全て満たす者とする。</p> <p>(1) 本事業申請及び実績報告時に、鳥取県内に住所を有する者。</p> <p>(2) 治療期間の初日における妻の年齢が原則43歳未満である夫婦。なお、妻の年齢が43歳以上の場合、鳥取県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業実施要領(以下、「本事業実施要領」という。)の6(1)、6(5)及び6(6)は対象とするが、第3条、第4条及び本事業実施要領2に定める補助金の交付に関する事項は当面对象としない。</p> <p>(3) 知事が指定する温存後生殖補助医療実施医療機関(以下「温存後生殖補助医療実施医療機関」という。)において温存後生殖補助医療を受けた者。</p> <p>(4) 原則として、夫婦のいずれかが、本表の妊孕性温存療法の第2欄を満たし、第3欄に定める治療を受けた後に、本表の温存後生殖補助医療の第3欄に定める治療を受けた場合であって、第3欄に定める治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された者(原則、法律婚の関係にある夫婦を対象とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら、事実婚(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合をいう。以下同じ。)の関係にある者も対象とすることができる)。</p> <p>(5) 温存後生殖補助医療実施医療機関の生殖医療を専門とする医師及び原疾患担当医師により、温存後生殖補助医療</p>

	<p>鎌状赤血球症、慢性活動性 EB ウイルス感染症等</p> <p>エ アルキル化剤が投与される非がん疾患：全身性エリテマトーデス、ループス腎炎、多発性筋炎・皮膚筋炎、ベーチェット病等</p> <p>オ がん等の治療により生殖機能が低下又は失う恐れがあると医師が診断した者。</p> <p>(5) 妊孕性温存療法実施医療機関の生殖医療を専門とする医師及び原疾患担当医師により、妊孕性温存療法に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められる者を対象とする。ただし、子宮摘出が必要な場合など、本人が妊娠できないことが想定される場合は除く。また、前項の治療前を基本としているが、治療中及び治療後であっても医学的な必要性がある場合には対象とする。</p>	<p>に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められる者を対象とする。</p>
<p>3 補助対象経費</p>	<p>妊孕性温存療法に係る以下のいずれかの治療の経費のうち、妊孕性温存療法及び初回の凍結保存に要した医療保険適用外費用とする。ただし、入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用及び初回の凍結保存費用を除く凍結保存の維持に係る費用は対象外とする。また、「不妊に悩む方への特定治療支援事業」に基づく助成等、他制度の助成を受けている場合は、本事業の助成の対象外とする。</p> <p>(1) 胚（受精卵）凍結に係る治療</p> <p>(2) 未受精卵凍結に係る治療</p> <p>(3) 卵巣組織凍結に係る治療（組織の再移植を含む）</p> <p>(4) 精子凍結に係る治療</p> <p>(5) 精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療</p>	<p>温存後生殖補助医療に係る以下のいずれかの治療の経費のうち、医療保険適用外費用とする。ただし、入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用は対象外とする。また、主たる治療を医療保険適用で実施している場合における先進医療等における自己負担部分は対象外とする。また、「不妊に悩む方への特定治療支援事業」に基づく助成等、他制度の助成を受けている場合は、本事業の助成の対象外とする。</p> <p>(1) 本表の妊孕性温存療法の第3欄(1)で凍結した胚（受精卵）を用いた生殖補助医療</p> <p>(2) 本表の妊孕性温存療法の第3欄(2)で凍結した未受精卵を用いた生殖補助医療</p> <p>(3) 本表の妊孕性温存療法の第3欄(3)で凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療</p> <p>(4) 本表の妊孕性温存療法の第3欄(4)又は(5)で凍</p>

		<p>結した精子を用いた生殖補助医療</p> <p>ただし、以下に係る生殖補助医療は助成対象外とする。</p> <p>①夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供によるもの</p> <p>②借り腹（夫婦の精子と卵子を使用できるが、子宮摘出等により妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を、妻以外の第三者の子宮に注入し、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するものをいう。）によるもの</p> <p>③代理母（妻が卵巣と子宮を摘出した場合等、妻の卵子が使用できない、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するものをいう。）によるもの</p> <p>④夫、妻の両者が本表の妊孕性温存療法の第2欄を満たし、ともに第3欄に定める治療を受けた後に、本表の温存後生殖補助医療の第3欄に定める対象となる治療を受けた場合、夫婦の一方のみに第3欄の区分のいずれかで助成を行うこととし、それぞれが別に助成を受けることは認められない。</p>								
<p>4 補助上限額</p>	<p>治療毎の1回あたりの補助上限額については、下記の表の通りとする。</p> <p>助成回数は、対象者一人に対して通算2回までとする。なお、異なる治療を受けた場合であっても通算2回までとする。</p> <table border="1" data-bbox="488 1236 1178 1481"> <thead> <tr> <th data-bbox="488 1236 925 1337">対象となる治療</th> <th data-bbox="925 1236 1178 1337">1回あたりの助成上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="488 1337 925 1385">胚（受精卵）凍結に係る治療</td> <td data-bbox="925 1337 1178 1385">35万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 1385 925 1433">未受精卵子凍結に係る治療</td> <td data-bbox="925 1385 1178 1433">20万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 1433 925 1481">卵巣組織凍結に係る治療</td> <td data-bbox="925 1433 1178 1481">40万円</td> </tr> </tbody> </table>	対象となる治療	1回あたりの助成上限額	胚（受精卵）凍結に係る治療	35万円	未受精卵子凍結に係る治療	20万円	卵巣組織凍結に係る治療	40万円	<p>治療毎の1回あたりの補助上限額については、下記の表の通りとする（詳細は別表2を参照すること）。</p> <p>助成回数は、初めて温存後生殖補助医療の助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満である場合、通算6回（40歳以上であるときは通算3回）までとする。ただし、助成を受けた後、出産した場合は、住民票と戸籍謄本等で出生に至った事実を確認した上で、これまで受けた助成回数をリセットすることとする。また、妊娠12週以降に死産に至った場合は、死産届の写し等により確認した上で、これまで受けた助成回数をリセットすることとする。</p>
対象となる治療	1回あたりの助成上限額									
胚（受精卵）凍結に係る治療	35万円									
未受精卵子凍結に係る治療	20万円									
卵巣組織凍結に係る治療	40万円									

精子凍結に係る治療	2万5千円
精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療	35万円

対象となる治療	1回あたりの助成上限額
本表の妊孕性温存療法の第3欄(1)で凍結した胚(受精卵)を用いた生殖補助医療	11万円
本表の妊孕性温存療法の第3欄(2)で凍結した未受精卵を用いた生殖補助医療	30万円 ※1
本表の妊孕性温存療法の第3欄(3)で凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療	30万円 ※1～4
本表の妊孕性温存療法の第3欄(4)又は(5)で凍結した精子を用いた生殖補助医療	30万円 ※1～4

- ※1 以前に凍結した胚を解凍した胚移植を実施する場合は11万円
- ※2 人工授精を実施する場合は1万円
- ※3 採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止した場合は11万円
- ※4 卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止した場合及び排卵準備中、体調不良等により治療中止した場合は対象外